

議案第25号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

新宿六丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限を改める必要があるので、本案  
を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2 東京都市計画新宿六丁目地区地区計画の項を次のように改める。

東 京 都 市 計 画 新 宿 六 丁 目 地 区	計 画 図 に 表 示 す る 複 合 地 区 1	1 法別表第2 (へ)項に掲 げる建築物 2 風俗営業等 の規制及び業 務の適正化等 に関する法律 第2条第6項 から第9項ま でに規定する 営業の用途に 供する建築物	10分の 30	1,000 平 方 メ ー トル	計 画 図 に 表 示 す る 壁 面 の 位 置 の 制 限 を 定 め る 部 分 に 面 す る 敷 地 上 の 建 築 物 に つ い て 、 建 築 物 の 外 壁 又 は こ れ に 代 わ る 柱 の 外 面 は 、 計 画 図 に 示 す 壁 面 の 位 置 ま で	30メー トル。 た だ し 、 建 築 基 準 法 施 行 令 第 2 条 第 1 項 第 6 号 ロ に 定 め る 高 さ と す る。		
---	---	---	------------	---------------------------	---	---	--	--

地区計画	計画図に表示する住宅A地区	<p>1 法別表第2 (へ) 項に掲げる建築物。ただし、建築物に附属する自動車車庫は除く。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第9項までに規定する営業の用途に供する建築物</p>		3,000平方メートル。ただし、法第86条の規定を適用する場合は、当該1団地を1の敷地とみなす。		138メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号ロに定める高さとする。		
	計画図に表示する文化・教育地			3,000平方メートル		30メートル。ただし、建築基準法施行令第2条		

区 1					第 1 項 第 6 号 口に定 める高 さとし る。		
計 画 図 に 表 示 す る 文 化 ・ 教 育 地 区 2					45 メー トル。 た だ し 、 建 築 基 準 法 施 行 令 第 2 条 第 1 項 第 6 号 口 に 定 め る 高 さ と す る。		
計 画 図 に 表 示 す る 公 園 A 地 区					30 メー トル。 た だ し 、 建 築 基 準 法 施 行 令 第 2 条 第 1 項 第 6 号 口 に 定		

						める高さとする。	
計画図に表示する住宅B地区			80平方メートル	<p>1 計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分に面する敷地上の建築物について、建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面は、計画図に示す壁面の位置まで</p> <p>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面から隣地の境界線までの距離は、0.5メートル</p>	16メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号ロに定める高さとする。	道路に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣、フェンス又は鉄柵とする。ただし、高さが0.6メートル以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造とすることができる。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。